【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第十五条の四の二　削除）

（改正前）

（証券会社が自己又は委託の別を明らかにする対象から除かれる顧客）

**第十五条の四の二**　法第三十八条ただし書に規定する政令で定める者は、第十八条の五各号に掲げる者とする。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（証券会社が自己又は委託の別を明らかにする対象から除かれる顧客）

**第十五条の四の二**　法第三十八条ただし書に規定する政令で定める者は、第十八条の五各号に掲げる者とする。

（改正前）

（新設）